

宇治田原町
道路台帳電子化業務
プロポーザル実施要領

宇治田原町役場 建設課

1 業務の目的

防災・減災、国土強靱化の強化や建築・都市・インフラDX推進のためには、地図の根幹をなす道路台帳のデータ化は重要であり、早期整備が必要。本事業では、デジタル化した道路台帳等を庁内GIS・公開型GISへデータ搭載し公開することで、庁内業務のデジタル化を推進するとともに、住民や事業者が来庁することなく情報閲覧が可能となるようサービス向上を図る。

2 業務概要

- (1) 業務番号及び業務名 8道台-101号、宇治田原町道路台帳電子化業務
- (2) 業務内容 別紙宇治田原町道路台帳電子化業務特記仕様書のとおり
- (3) 見積限度額 49,795,900円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
(道路台帳補正等業務委託分は含まない)
- (4) 契約方法 随意契約
- (5) 契約期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日
但し、京都府市町村共同統合型地理情報システム（GIS）に別途搭載するため別紙宇治田原町道路台帳電子化業務特記仕様書第17条に記載されたとおり部分納品すること。

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 令和8年度宇治田原町指名競争入札参加者資格名簿に登録（地図調整及び道路）されていること。
- (3) 宇治田原町の指名停止を受けていない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同上第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 京都府内に本社（本店）、又は支店等（入札参加資格者名簿に登録された委任先）を有する者であること。
- (8) 企業実績として、過去10年間（平成28年度から令和7年度）に道路台帳の電子化業務又は道路台帳補正（更新）業務の（完了実績）を有すること。
- (9) 管理技術者は次に記載する資格を有する者を配置すること。

①技術士（建設部門/道路）又は RCCM（道路）

②空間情報総括監理技術者

③測量士

④過去 10 年間（平成 28 年度から令和 7 年度）に地方自治体において、以下のいずれかの実績（令和 8 年 4 月 1 日時点での完了実績）を有する者を配置できること。

1)道路台帳電子化業務

2)道路台帳補正（更新）業務

（１０）照査技術者は次に記載する資格を有する者を配置すること。

①空間情報総括監理技術者

②測量士

③IT ストラテジスト

④過去 10 年間（平成 28 年度から令和 7 年度）に地方自治体において、以下のいずれかの実績（令和 8 年 4 月 1 日時点での完了実績）を有する者を配置できること。

1)道路台帳電子化業務

2)道路台帳補正（更新）業務

（１１）担当技術者は次に記載する資格を有する者を配置すること。

①技術士（建設部門/道路）又は RCCM（道路）

②測量士

③過去 10 年間（平成 28 年度から令和 7 年度）に地方自治体において、以下のいずれかの実績（令和 8 年 4 月 1 日時点での完了実績）を有する者を配置できること。

1)道路台帳電子化業務

2)道路台帳補正（更新）業務

（１２）企業資格要件として、次に記載する資格を取得していること。

①情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001）

（（一社）情報マネジメントシステム認定センターにより認定された認証機関による認証）

②ISMS クラウドセキュリティ（JIS Q 27017）

（（一社）情報マネジメントシステム認定センターにより認定された認証機関による認証）

③プライバシーマーク（JIS Q 15001）

（（一財）日本情報経済社会推進協会により指定された審査機関による認証）

④品質マネジメントシステム（JIS Q 9001）

（（公財）日本適合性認定協会により認定された認証機関による認証）

⑤環境マネジメントシステム（JIS Q 14001）

((公財) 日本適合性認定協会により認定された認証機関による認証)

⑥アセットマネジメントシステム (ISO55001)

((一財) 建材試験センターによる認証)

4 プロポーザルのスケジュール及び提出書類

参加者から提出された企画提案書等について、プレゼンテーション形式のプロポーザルによる審査を行い、最も評価点が高い者を契約候補者とする。

(1) スケジュール

項目	日時
公募開始	令和8年7月16日(木)
参加意向申出書の提出(様式1)	令和8年7月27日(月)17時まで
質問受付(E-mail)	令和8年7月27日(月)正午まで
質問回答日(E-mail)	令和8年7月31日(金)
企画提案書の提出期限	令和8年8月20日(木)17時まで
プレゼンテーション実施日	令和8年8月27日(木)予定
審査結果通知(郵送)	令和8年8月28日(金)予定

(2) 参加意向の表明

方法: FAX 又はメールで提出

(FAX 0774-88-3231、メール kensetsu@town.ujitawara.lg.jp)

*FAX 又はメール送信後に、着信確認の電話(Tel:0774-88-6637)をすること。

様式: 参加意向申出書(様式1)

*参加意向申出書の提出後、参加を辞退する場合は、8月18日(火)までにその旨を書面で連絡すること。

(3) 質問受付

方法: FAX 又はメールで提出

(FAX 0774-88-3231、メール kensetsu@town.ujitawara.lg.jp)

*FAX 又はメール送信後に、着信確認の電話(Tel:0774-88-6637)をすること。

様式: 様式は自由とするが次の点に留意し記載すること。

- ・件名は「宇治田原町道路台帳電子化業務」とすること。
- ・質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号を記載するこ

と。

- ・質問内容を端的に表す表題を本文の冒頭に記載すること。
- ・評価、企画提案の審査に関する質問は受け付けない。

回答日：（１）スケジュールのとおり

回答方法：参加意向を表明したすべての事業者に対し、質問者の名前を伏せ、FAX
で回答。

（４）企画提案書等の提出

①提出書類と提出部数

提出書類名	部数	内容・記載を要する事項等	備考
企画提案書（様式２）	6 〔 原本 1 写し 5 〕	仕様書を理解の上、事業内容、スケジュール等	表紙：様式２ その他様式：任意 A4 判 図表等については A3 判の片面印刷で 折り込みも可
見積書（様式３－１）	1	内訳も記載	宇治田原町道路台帳 電子化業務
見積書（様式３－２）	1	内訳も記載	宇治田原町道路台帳 補正等業務（１年 分）
見積書（様式３－３）	1	内訳も記載	宇治田原町道路台帳 補正等業務（５年 分）
消費税及び地方消費税の納税 証明書	1	消費税及び地方消費税の納 税証明書又は滞納がないこ とを示す書類（直前１営業 年度分の証明書）※写し可	
営業経歴書（様式４）	1	企画提案書提出者、営業種 目、従業員数等	
実績調書（様式５）	各 1	過去における事業実績	
本業務の推進体制（様式６）	1	本業務の推進体制	
会社概要	1	既成のもので可	

②提出方法：書留又は簡易書留等による郵送または、持参による。提案書は 1
業者 1 提案

(8月20日午後5時必着)

③提出先：〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口 18-1
宇治田原町 建設課

(5) プレゼンテーション

①期日 (予定)：8月27日 (木)

時間は別途通知する。

②出席人数：3名以内

③実施方法

＊1 提案者あたり40分(質疑時間15分含む)とする。

＊プレゼンテーションの方法は提案者の任意としますが、映像機器（プロジェクター等）を使用する場合については、事前に連絡してください。（プロジェクター、スクリーンは宇治田原町において準備しますが、パソコン等は提案者で準備してください。）

・事前に提出した提案書に沿って提案を行うこと。

④評価基準

別表「評価基準」のとおりとする。

5 契約候補者の選定

審査委員会が評価基準に基づき審査を行い、最も評価点が高い事業者を契約候補者として選定する。

(1) 契約候補者

審査書類及びプレゼンテーションを受け、各委員がつけた評価点を合計した総評価点数が最も高い者を契約候補者として選定し、次いで高い者を次点者とする。

6 失格要件

次に掲げる事項に該当する場合は、提案者及び契約候補者の資格を取り消すものとする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 3（参加資格要件）を満たさなくなった場合

ウ 見積書の金額が見積限度額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える恐れのある不正と認められる行為を行った場合

オ 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正と認められる行為を行った場合

カ プレゼンテーションを欠席した場合

キ 評価点が70点に満たない場合

7 契約の締結

選定された契約候補者の企画提案内容については、その全てを承認するものではなく、契約締結にあたっては改めて契約候補者と協議を行い、企画提案内容を精査し、業務内容・費用等を明確にした上で正式な契約相手方として決定する。

なお、契約候補者との協議が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合がある。

8 その他

(1) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出のあった企画提案書等は返却しない。

(2) 企画提案書など提案のあった内容については、今後の企画の参考とすることがある。

(3) 企画提案書等は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。

(4) 審査結果として、企画提案書等を提出した者の名称、審査結果の概要等の情報を公開する場合があるほか、宇治田原町情報公開条例に基づく開示請求に応じる場合に、提出された書類の内容の全部又は一部を開示する場合がある。

9 結果の通知

審査の結果は、8月28日（金）〈発送予定〉に以下の内容を書面により通知する。

①契約候補者に選定した者に対しては、選定した旨及び契約手続きの旨を通知する。

②契約次点候補者に選定した者に対しては、その旨を通知する。

③契約候補者に選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨を通知する。

10 実施要領及び関係様式等の配布

本プロポーザルに関する書類は以下のとおりとし、本町ホームページからダウンロードするものとする。

①実施要領（本資料）

②仕様書

③様式（第1号から第6号）

④評価基準

11 問合わせ先

住所 〒610-0289

京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18-1

宇治田原町役場 建設課 担当 衣川

電話 0774-88-6637

FAX 0774-88-3231

E-mail : kensetsu@town.ujitawara.lg.jp